

阿見町地域防災計画

【風水害編】

【風水害編】目 次

第1章 災害予防計画	
第1節 治水計画	1
第1 外水氾濫対策	1
第2 内水氾濫対策	2
第2節 土砂災害防止計画	3
第1 土砂災害危険箇所の把握	3
第2 土砂災害防止対策等の推進	3
第3 警戒・避難、二次災害防止体制の整備	4
第3節 交通計画	5
第4節 都市計画	6
第5節 文教計画	7
第6節 農地農業計画	8
第1 農地計画	8
第2 農業計画	8
第7節 情報通信設備等の整備計画	10
第1 情報通信設備の整備	10
第2 防災情報システムの整備	10
第3 アマチュア無線ボランティアの確保	10
第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画	11
第9節 防災知識の普及	12
第1 一般住民向けの防災教育	12
第2 児童生徒等に対する防災教育	12
第3 災害対策要員に対する防災教育	12
第10節 防災訓練	13
第1 総合防災訓練への参加	13
第2 個別防災訓練の実施	13
第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	13
第11節 防災組織等の活動体制整備	14
第1 自主防災組織の育成・連携	14
第2 事業所防災体制の強化	14
第3 ボランティア組織の育成・連携	14
第12節 災害時要援護者安全確保のための備え	15
第1 社会福祉施設等の安全体制の確保	15
第2 在宅災害時要援護者の支援体制の確保	15
第3 外国人に対する防災体制の充実	15
第2章 災害応急対策計画	17
第1節 阿見町の災害対策組織	17
第2節 町職員の動員	18
第3節 気象情報等の収集・伝達	19
第1 気象情報等の監視	19

第2節 警報等の伝達.....	20
第3節 通報等の伝達.....	22
第4節 災害情報の収集・伝達.....	23
第1節 被害情報の収集・調査・報告.....	23
第2節 情報のとりまとめ.....	23
第3節 茨城県等への報告.....	23
第4節 被災者台帳の作成.....	24
第5節 通信体制の確立.....	25
第6節 災害時の広報.....	26
第1節 広報体制の確立.....	26
第2節 報道機関への対応.....	27
第7節 救助・救急活動.....	28
第1節 救助・救急活動.....	28
第2節 消防応援.....	28
第8節 水防活動.....	29
第9節 災害警備.....	30
第10節 交通対策.....	31
第1節 交通規制.....	31
第2節 道路の応急対策.....	32
第11節 避難対策.....	33
第1節 避難勧告・指示.....	33
第2節 警戒区域の設定.....	34
第3節 避難の誘導.....	34
第4節 避難所の開設.....	34
第5節 避難所の運営.....	34
第6節 在宅避難者等への対応.....	35
第7節 避難所の閉鎖.....	35
第12節 食料の供給.....	36
第13節 生活必需品の供給.....	36
第14節 応急給水.....	36
第15節 災害時要援護者の安全確保対策.....	37
第16節 建築物等の応急対策.....	38
第1節 被災宅地の応急危険度判定.....	38
第2節 住宅の応急修理.....	38
第3節 応急仮設住宅の建設.....	38
第17節 応急医療.....	39
第18節 防疫.....	39
第19節 清掃対策.....	40
第1節 ごみ処理.....	40
第2節 し尿処理.....	40
第20節 行方不明者の捜索・遺体の処理.....	41
第21節 障害物の除去.....	41
第22節 緊急輸送.....	41
第23節 環境保全・動物対策.....	42

第1 環境保全対策.....	42
第2 動物対策.....	42
第2 4節 応急教育・応急保育.....	43
第1 児童生徒等の安全確保.....	43
第2 応急教育.....	43
第3 応急保育.....	43
第2 5節 自衛隊の派遣要請・受入.....	44
第2 6節 防災関係機関等への応援要請・受入れ.....	44
第2 7節 農地・農業応急対策.....	45
第1 農地.....	45
第2 農業.....	45
第2 8節 ライフライン施設の応急復旧.....	47
第1 上水道施設の応急復旧.....	47
第2 下水道施設の応急復旧.....	47
第3 電力施設の応急復旧.....	48
第4 電話施設の応急復旧.....	48
第2 9節 災害ボランティア活動の支援.....	50
第3 0節 被災者ニーズの把握・災害相談対応.....	50
第3 1節 災害救助法関連業務.....	50
第3章 災害復旧・復興計画.....	51

【風水害編】

第 1 章 災害予防計画

第1節 治水計画

第1 外水氾濫対策

実施担当	総務部、都市整備部
------	-----------

1. 浸水想定区域における避難確保措置

町は、新たな浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、水位等の伝達方法、円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項及び災害時要援護者が利用する施設がある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等を本編の災害応急対策計画に定めるとともに、必要に応じて避難勧告等の判断・伝達等のマニュアル作成に努める。

また、浸水想定区域が指定された区域の住民へは、避難所その他避難確保のため必要な事項を、町広報紙、ハザードマップ等により住民へ周知する。

【資料編 災害危険区域一覧】

【資料編 要配慮者施設一覧】

2. 避難確保計画の作成指導等

町は、浸水想定区域内に不特定多数の者が利用する地下施設が建設される場合は、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導する。

また、これに該当しない区域や、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

また、浸水想定区域内に次の施設がある場合には、水防法第15条の2～4の規定により、これらの施設の名称及び所在地を本計画の資料編に定めるとともに、施設の管理者・所有者に対して同法に基づく対策の実施を促進する。

施設の種類の	施設管理者等の対策
災害時要援護者が利用する施設で、洪水時に円滑かつ迅速に利用者を避難させる必要があると認められるもの	施設の所有者・管理者は、施設利用者の円滑・迅速な避難に必要な訓練等に関する計画の作成及び当該計画で定める避難訓練並びに自衛水防組織の設置に努める。 また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を町長に報告する。
大規模な工場等で、町の条例（※）で定める用途及び規模に該当し、洪水時の浸水防止を図る必要があると認められるもの。 ※水防法施行規則の基準（延べ面積が1万平方メートル以上の大規模な工場、作業場又は倉庫）を参考に、必要に応じて今後制定する。	大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に必要な訓練等に関する計画の作成、当該計画による浸水防止訓練、必要な自衛水防組織の設置に努める。 また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を町長に報告する。

第2 内水氾濫対策

実施担当	都市整備部
------	-------

町（都市整備部）は、台風や集中豪雨等による洪水、浸水被害を軽減するため、水路、下水道等の整備を推進する。

第2節 土砂災害防止計画

第1 土砂災害危険箇所の把握

実施担当	総務部、消防本部、竜ヶ崎土木事務所、自主防災組織
------	--------------------------

1. 斜面造成宅地の危険箇所の指定等

県は、災害のおそれがある大規模な造成宅地の位置及び規模等を特定し、必要に応じて、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定を推進する。

2. 土砂災害警戒区域の周知等

町（総務部）は、土砂災害防止法に基づいて作成した土砂災害ハザードマップを住民に周知する。

また、国土交通省令により、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して住民に周知する。

【資料編 災害危険区域一覧】

3. 危険箇所のパトロール

町（総務部、消防本部）は、県や自主防災組織等と連携して、出水期を中心に、土砂災害危険箇所等を点検して、地表や擁壁の状態等を把握し、必要な対策を講じる。

第2 土砂災害防止対策等の推進

実施担当	都市整備部、県
------	---------

1. 防災工事の促進等

県は町と協力し、土砂災害危険箇所について、急傾斜地崩壊危険区域等の指定を推進し、急傾斜地崩壊対策事業等による防災工事、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定及び土砂災害防止措置等を推進する。

2. 特定開発行為の制限等

県は、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域について、特定開発行為の許可制、建築物の構造等の規制、必要に応じて建築物の移転勧告等を行う。

【資料編 阿見町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則】

第3 警戒・避難、二次災害防止体制の整備

実施担当	総務部、都市整備部
------	-----------

1. 警戒避難体制の強化

町（総務部）は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が新たに指定された場合には、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項を、本編の災害応急対策計画に定めるとともに、必要に応じて避難勧告等の判断・伝達等のマニュアル作成に努める。

また、同区域内に、災害時要援護者関連施設（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項を定める。

2. 斜面判定士の受入れ体制整備等

町（都市整備部）は、土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として近年制度化された、砂防ボランティアの派遣要請、受入れ、実施体制を整備する。

3. 被災宅地応急危険度判定制度の活用

町（都市整備部）は、斜面造成宅地の崩壊による二次災害を防止・軽減するための専門家として近年制度化された、被災宅地応急危険度判定士の育成に協力するとともに、派遣要請、受入れ、実施体制を整備する。

第3節 交通計画

実施担当	都市整備部、竜ヶ崎工事事務所
------	----------------

1. 道路建設上配慮すべき事項

- (1) 平面線形、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- (2) 縦断線形、平坦地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水による水位の上昇に対し安全な高さをとる。
- (3) 横断こう配、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要なこう配をとる。
- (4) 路側、横断構造物、切土部において法面が大きく崩れるおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- (5) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出の出来る通水断面とする。
- (6) 排水側溝、路面水を速やかに排水路にみちびき、地下水が高く路面排水困難な所は暗渠設備等を施す。

2. 道路防災事業計画

災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消をはかる。

3. 雪害予防対策

各道路管理者は建設業界と連携し、大雪時における道路の通行障害の除去や安全対策を円滑に行うため、次の対策の実施に努める。

- (1) 凍結防止剤、融雪剤等の備蓄又は調達体制の整備
- (2) 除雪用の車両、要員、資機材等の確保及び運用体制の整備
- (3) 倒木等による道路障害を防止するため、周辺樹木の所有者への伐採等の要請

第4節 都市計画

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施する。

実施担当	都市整備部
------	-------

1. 「整備、開発及び保全の方針」の充実

町は、都市計画法第6条の2に規定する「整備、開発及び保全の方針」の中で、特に、災害に強い都市の形態を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

2. 防火地域及び準防火地域の指定

地震災害編・第1章・第2節・第2・2「(1) 防火・準防火地域の指定」(地震-11)に準ずる。

3. 建築基準法第22条に基づく区域指定

地震災害編・第1章・第2節・第2・2「(2) 屋根不燃化区域の指定」(地震-11)に準ずる。

4. 都市計画事業の推進

町は、災害の未然防止及び拡大防止を図るため、都市計画事業を推進する。

第5節 文教計画

教育委員会は、学校長、県教育委員会、私立学校設置者と連携して、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずる。

実施担当	教育委員会、学校長
------	-----------

1. 防災上必要な教育の実施

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 町は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識と技能の習得及び向上に努める。
- (3) 町は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2. 防災上必要な訓練の実施

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練に積極的に参加するよう努める。

3. 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

教育委員会は、災害発生時に迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

4. 学校等施設・設備の災害予防措置

教育委員会は、災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次のことを実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定・造成の際は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

5. 文化財保護

町は、防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第6節 農地農業計画

第1 農地計画

実施担当	生活産業部、県南農林事務所
------	---------------

1. ため池等整備事業

町は、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を推進する。

2. 湛水防除事業

県は、既存の用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、かつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

3. 水質障害対策事業

県は、農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

4. 地盤沈下対策事業

県は、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために用排水施設の新設又は改修を行う。

第2 農業計画

実施担当	生活産業部、県南農林事務所、茨城かすみ農業協同組合
------	---------------------------

1. 情報対策等

(1) 気象警報等の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象警報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(2) 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進するため、農業共済地域対応強化総合対策事業等を実施する。

2. 資材の確保

県及び農業協同組合は、次の対策を推進する。

第6節 農地農業計画

(1) 防除器具の整備

県等有する病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生時に薬剤等が迅速に確保されるよう、全農いばらき等への備蓄を推進する。

(3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

3. 家畜対策

県及び町は、次の対策を家畜所有者に指導する。

(1) 低湿地畜舎周囲の土盛り排水路の整備

(2) 風水害を想定した家畜の避難場所確保

(3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修

第7節 情報通信設備等の整備計画

第1 情報通信設備の整備

実施担当	総務部、防災関係機関
------	------------

情報通信設備の設置者は、風水害によるシステムの被害防止や迅速なシステムの復旧に備えて、システムの防災対策を十分に行う。

第2 防災情報システムの整備

実施担当	総務部
------	-----

地震災害編・第1章・第1節・第4「2. 防災情報システムの整備」(地震-6)に準ずる。

第3 アマチュア無線ボランティアの確保

実施担当	総務部
------	-----

地震災害編・第1章・第1節・第4「3. アマチュア無線ボランティアの確保等」(地震-6)に準ずる。

第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

町、県、国及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに、定期点検を確実にを行う。

第9節 防災知識の普及

第1 一般住民向けの防災教育

実施担当	総務部、消防本部、県、防災関係機関
------	-------------------

町、県、防災関係機関は、広報メディア等を活用した広報、教育活動を行い、一般向けの防災教育を推進する。なお、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努める。

1. 普及すべき防災知識の内容

- (1) 風水害時の危険性
- (2) 家庭での予防・安全対策
- (3) 注意報・警報発表時にとるべき行動
- (4) 避難場所等での行動
- (5) 早期避難の重要性と避難場所等及び避難路
- (6) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報
- (7) 避難勧告、指示、準備情報の内容
- (8) 自主防災組織等地域での防災活動
- (9) 災害時要援護者への支援協力
- (10) 大雪による被害と対策

2. 普及啓発手段

地震災害編・第1章・第4節・第1・1「(2) 普及啓発手段」(地震-34)に準ずる。

第2 児童生徒等に対する防災教育

実施担当	教育委員会、県
------	---------

地震災害編・第1章・第4節・第1「2. 児童生徒等に対する防災教育」(地震-35)に準ずる。

第3 災害対策要員に対する防災教育

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第1章・第4節・第1「3. 災害対策要員に対する防災教育」(地震-35)に準ずる。

第10節 防災訓練

第1 総合防災訓練への参加

実施担当	各部、防災関係機関、住民、事業所
------	------------------

地震災害編・第1章・第4節・第2「1. 総合防災訓練」(地震-36)に準ずる。

第2 個別防災訓練の実施

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

1. 避難訓練

地震災害編・第1章・第4節・第2・2「(1) 避難訓練」(地震-36)に準ずる。

2. 非常参集訓練

地震災害編・第1章・第4節・第2・2「(2) 非常参集訓練」(地震-36)に準ずる。

3. 通信訓練

地震災害編・第1章・第4節・第2・2「(3) 通信訓練」(地震-36)に準ずる。

4. 水防訓練

町は、洪水が予想される時期の前に、重要水防箇所のある地区で水防活動を訓練する。
実施にあたっては、関係機関と緊密に連絡する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

実施担当	消防本部、防災関係機関、自主防災組織、住民、事業所
------	---------------------------

地震災害編・第1章・第4節・第2「3. 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練」(地震-37)に準ずる。

第11節 防災組織等の活動体制整備

第1 自主防災組織の育成・連携

実施担当	総務部、消防本部
------	----------

地震災害編・第1章・第1節・第3「1. 自主防災組織の育成・連携」(地震-3)に準ずる。

第2 事業所防災体制の強化

実施担当	消防本部、総務部、県
------	------------

地震災害編・第1章・第1節・第3「2. 企業防災の推進」(地震-4)に準ずる。

第3 ボランティア組織の育成・連携

実施担当	阿見町社会福祉協議会、保健福祉部、教育委員会
------	------------------------

地震災害編・第1章・第1節・第3「3. ボランティア組織の育成・連携」(地震-4)に準ずる。

第12節 災害時要援護者安全確保のための備え

第1 社会福祉施設等の安全体制の確保

実施担当	保健福祉部、県、社会福祉施設等の管理者
------	---------------------

地震災害編・第1章・第3節・第5「1. 社会福祉施設等の安全体制の確保」(地震-29)に準ずる。

第2 在宅災害時要援護者の支援体制の確保

実施担当	総務部、保健福祉部、消防団、県、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、阿見町社会福祉協議会、介護サービス事業者
------	---

地震災害編・第1章・第3節・第5「2. 在宅災害時要援護者の支援体制の確保」(地震-30)に準ずる。

第3 外国人に対する防災体制の充実

実施担当	総務部、町民部、県、県国際交流協会、町国際交流協会
------	---------------------------

地震災害編・第1章・第3節・第5「3. 外国人に対する防災体制の充実」(地震-31)に準ずる。

【風水害編】

第2章 災害応急対策計画

第1節 阿見町の災害対策組織

町及びその他の防災関係機関は、町域に災害が発生した場合や発生のおそれがある場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、町及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関としてそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたる。

実施担当	各班
------	----

(1) 設置・廃止の判断、通知等

- 1) 総務部長又は交通防災課長からの状況報告等をふまえて、町長が設置又は廃止を判断する。ただし、町長が不在等の場合は、①副町長、②教育長、③総務部長の順に代決する。
- 2) 部長は、災害対策本部設置の必要があると認めたときは、総務部長を通じて町長に打診する。

阿見町災害対策本部（風水害）の設置、廃止基準

設置基準	① 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準に該当するとき。 ② その他、町長が必要と認めたとき。
廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町長（本部長）が認めたとき

(2) その他

本部設置等の通知、本部室等の設置、職員の配置、本部の組織、本部員会議、本部の標識、情報連絡系統、現地災害対策本部等については、地震災害編・第2章・第1節「第2 災害対策本部の設置・運営」（地震-42）に準ずる。

第2節 町職員の動員

町及び各機関は、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。

実施担当	各班
------	----

風水害が発生するおそれがあるときは、関連情報等に基づき、次の配備体制をとる。

風水害時の配備基準

種別	配 備 基 準	配備職員
注 意 配備体制	(1) 大雨・洪水・強風等の注意報、竜巻注意情報が発せられたとき。 (2) その他総務部長が必要と認めたとき。	交通防災課の職員をもって、災害警戒に備える体制とする。
警 戒 配備体制	(1) 災害発生の前兆があるとき。 (2) 大雨・洪水・暴風等の警報が発せられたとき。 (3) その他総務部長が必要と認めたとき。	警戒配備職員をもって、災害発生に備える体制とする。
第1非常 配備体制	(1) 小規模の被害が予想されるとき。 (2) 避難準備情報の発表基準に該当するとき。 (3) その他町長が必要と認めたとき。	災害対策関係課および管理職級以上の職員を持って被害に対処する体制とする。(所属する職員のおおむね1/5を配備)
第2非常 配備体制	(1) 中規模の被害が予想されるとき。 (2) 避難勧告の発令基準に該当するとき。 (3) その他町長が必要と認めたとき。	所属する職員のおおむね1/2をもって被害に対処する体制とする。
第3非常 配備体制	(1) 大規模な被害が予想されるとき。 (2) 避難指示の発令基準に該当するとき。 (3) その他町長が必要と認めたとき。	全職員をもって被害に対処する体制とする。

(注) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令基準は、第11節 第1「避難勧告・指示」(風水害-33)を参照のこと。

その他、配備体制の決定、動員・参集、参集場所、参集時の留意事項、参集報告、職員の服務については、地震災害編・第2章・第1節「第1 町職員の動員・配備」(地震-39)に準ずる。

第3節 気象情報等の収集・伝達

応急対策を実施していく上で不可欠な、気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達・報告する。

第1 気象情報等の監視

実施担当	本部班、消防本部、防災関係機関
------	-----------------

町及び防災関係機関は、気象情報、河川情報、警報の発表等を、防災情報システム、テレビ、ラジオ、インターネット等で監視し、状況の把握及び予測を行う。

風水害関係の気象警報・注意報の発表基準（茨城県南部・県南地域・阿見町）

種 類	発 表 基 準
気象注意報	強風注意報 強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が陸上で12m/s以上
	大雨注意報 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合。 (1) 1時間雨量が30mm (2) 土壌雨量指数が87
	洪水注意報 洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の基準に該当する場合。 (1) 1時間雨量が30mm (2) 流域雨量指数基準が乙戸川流域= 5、花室川流域= 9
	大雪 大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合。 24時間降雪の深さ10cm
	風雪 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速12m/s 雪を伴う
地面現象注意報☆	地面現象注意報 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水注意報☆	浸水注意報 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
気象警報	暴風警報 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が陸上で20m/s以上
	大雨警報 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合。 (1) 1時間雨量が50mm（浸水害） (2) 土壌雨量指数が109（土砂災害）

第3節 気象情報等の収集・伝達

種 類	発 表 基 準	
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合。 (1) 1時間雨量が50mm (2) 流域雨量指数基準が乙戸川流域で8、花室川流域で16
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合。 24時間降雪の深さ30cm以上
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあるととき で、具体的には次の条件に該当する場合。 発平均風速20m/sで 雪を伴う
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると 予想される場合。 ※阿見町において、50年に一度程度発生すると推定される特別警報 の目安となる数値は以下のとおり。 (1) 3時間雨量が111mm (2) 48時間雨量が257 (3) 土壌雨量指数が193
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹く と予想される場合。
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う 暴風が吹くと予想される場合。
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
地面現象警報 ☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こる おそれがあると予想される場合。
浸水警報 ☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
土砂災害警戒情報		大雨警報発表中に、予測雨量等の計測値が県と気象台が監視する 基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を上回ると予測されるとき
記録的短時間大雨情報		1時間雨量100mm

注1) 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2) 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り換えられ、又は解除されるまで継続される。

注3) ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。

第2 警報等の伝達

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

1. 気象警報・注意報

阿見町域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、総務部長又は交通防災課長は、速やかに町長、副町長及び各部長にその旨を伝達する。

第3節 気象情報等の収集・伝達

(1) 住民への伝達

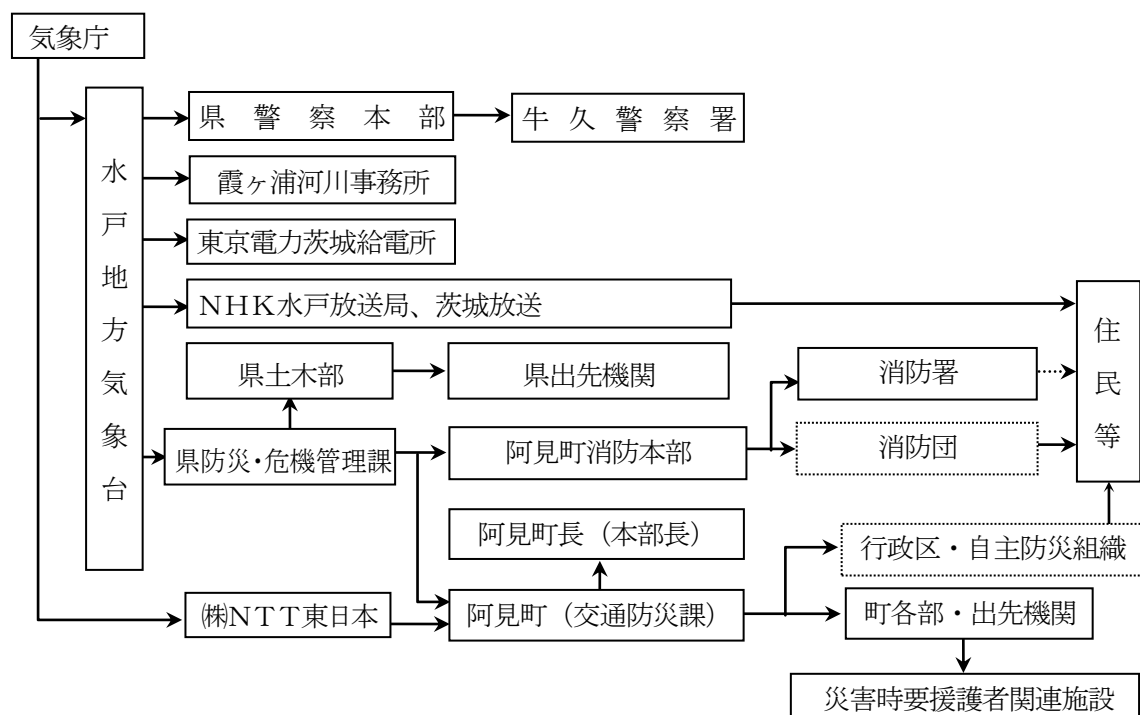
町は、状況に応じて広報車の巡回等によりその旨を広報する。なお、特別警報が発表された場合は、緊急速報メール（エリアメール。避難情報を併せて伝達するものとする。）等を活用して速やかに住民等に伝達する。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて行政区・自主防災組織等と連携して、土砂災害警戒区域内の住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。

その他、大雪警報が発表された場合は、状況に応じて積雪、凍結、落雪等による被害に注意するよう呼びかける。

(2) 学校、社会福祉施設等への伝達

各班は、所管する出先機関への伝達を行う。また、教育委員会は学校への伝達を、福祉班は社会福祉施設への伝達を行う。



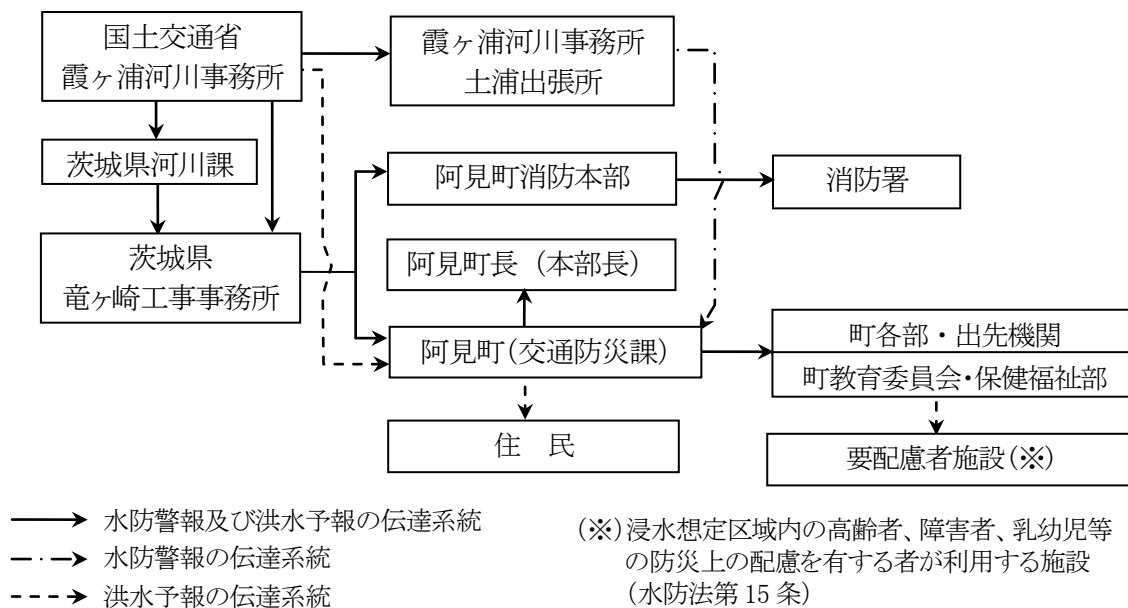
気象警報・注意報の伝達系統図

(3) 洪水予報・水防警報

町は、霞ヶ浦の水防警報が発表された場合、その旨を町長（本部長）に伝達し、町長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達する。

また、霞ヶ浦の洪水予報が発表された場合、その旨を浸水想定区域内の住民や災害時要援護者関連施設の管理者等に連絡する。

第3節 気象情報等の収集・伝達



霞ヶ浦水防警報・洪水予報の伝達系統図

第3 通報等の伝達

実施担当	本部班、牛久警察署
------	-----------

災害発生のおそれがある異常現象、前兆現象を発見した者は、直ちにその旨を町長、警察官に通報する。また、住民等はこの通報の迅速な伝達に協力しなければならない。

また、この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、町長は水戸地方气象台、県、その他の関係機関に通報する。(災害対策基本法第54条)

第4節 災害情報の収集・伝達

災害の警戒段階から速やかに応急対策に着手するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握する体制を確立する。

第1 被害情報の収集・調査・報告

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章・第2節・第2「2. 被害情報の収集・調査・報告」(地震-48)に準ずる。ただし、各地区の被害状況調査は、主に以下の事項を対象とする。

<風水害の発生直後に把握すべき主な事項>

- (1) 浸水(地区名、深さ、ながれの方向等)
- (2) 建物の被害(倒壊、全壊、流失等の発生箇所)
- (3) 人的被害(死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区)
- (4) 避難状況
- (5) 土砂災害(斜面・盛土の異常、がけ崩れ等の発生箇所)
- (6) 風害(強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所)
- (7) 雪害(積雪による倒壊物等の発生箇所)
- (8) 河川災害(堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所)
- (9) 道路の被害・機能障害(橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ・浸水・積雪等による通行障害、渋滞等の発生箇所)
- (10) ライフラインの被害・機能障害(電柱の倒壊、停電等の発生箇所等)
- (11) 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
- (12) 重要施設(庁舎、消防署、指定避難所等)、危険物施設等の被害
- (13) その他重大な被害

第2 情報のとりまとめ

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章・第2節・第2「3. 情報のとりまとめ」(地震-50)に準ずる。

第3 茨城県等への報告

実施担当	本部班、消防本部
------	----------

(1) 報告対象

本部班は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、「茨城県被害情報等報告要領」及び「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防防第267号)」に基づき、県

第4節 災害情報の収集・伝達

災害対策本部、その他必要とする機関に対して状況を報告する。

＜県に報告すべき事態＞

- 1) 町災害対策本部を設置したとき
- 2) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- 3) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- 4) がけ崩れ等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 5) 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 6) 報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いとき

(2) 報告先

地震災害編・第2章・第2節・第2・4「(2) 報告先」(地震-50)に準ずる。

なお、風水害により死者又は行方不明者が生じたときは、直ちに県及び国(消防庁)に報告する。

第4 被災者台帳の作成

実施担当	町民班
------	-----

地震災害編・第2章・第2節・第2「5. 被災者台帳の作成」(地震-51)に準ずる。

第5節 通信体制の確立

応急対策に必要な災害情報を、迅速かつ的確に伝達、共有するため、通信体制を確保する。

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章・第2節「第1 情報連絡体制の確保」（地震-45）に準ずる。

第6節 災害時の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、正確な情報を速やかに公表、伝達する必要がある。このため、報道機関と連携を密にし、災害時要援護者等へ配慮した広報に努める。

第1 広報体制の確立

実施担当	本部班、消防団、阿見町社会福祉協議会、阿見町国際交流協会
------	------------------------------

1. 広報内容

- (1) 増水期（霞ヶ浦等の水位が上昇している時期）
 - 1) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
 - 2) 台風・気象情報
 - 3) 河川情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
 - 4) 警報
 - 5) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
 - 6) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
 - 7) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
 - 8) 公共交通機関の運行状況
 - 9) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
 - 10) 避難情報（準備情報）
- (2) 氾濫期（霞ヶ浦等が氾濫している時期）
 - 1) 避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）
- (3) 応急期（霞ヶ浦等の氾濫が収まってきた時期）
 - 1) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
 - 2) 医療機関の状況
 - 3) 感染症対策活動の実施状況
 - 4) 食料、生活必需品の供給予定
 - 5) 災害相談窓口の設置状況
 - 6) その他住民や事業所のとるべき措置

2. 実施方法

地震災害編・第2章・第2節・第3の1「(2) 実施方法」(地震-52)に準ずる。

第2 報道機関への対応

実施担当	本部班、情報班
------	---------

地震災害編・第2章・第2節・第3「2. 報道機関への対応」（地震-53）に準ずる。

第7節 救助・救急活動

浸水、建物倒壊及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

第1 救助・救急活動

実施担当	消防本部、消防団、自主防災組織
------	-----------------

地震災害編・第2章・第4節・第4「1. 消火・救助・救急活動」(地震-67)に準ずる。

第2 消防応援

実施担当	消防本部、消防団、自主防災組織
------	-----------------

地震災害編・第2章・第4節・第4「1. 消火・救助・救急活動」(地震-67)に準ずる。

第8節 水防活動

実施担当	農業班、土木班、消防本部、消防団、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所、土地改良区
------	--

1. 水防体制

霞ヶ浦河川事務所が霞ヶ浦の水防警報を発表した場合、総務部長は速やかに町長（本部長）に伝達し、町長の水防活動の指示を消防本部及び消防団に伝達する。

水防信号

信号	警鐘信号	サイレン信号	事項
第1信号	○休止○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 ○ー 休止 ○ー 休止	水防団待機水位（旧通報水位）に達したことを知らせるもの
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 6秒 5秒 6秒 ○ー 休止 ○ー 休止	水防関係機関及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	10秒 5秒 10秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを知らせるもの

- 備考1 信号は適宜の時間継続するものとする。
 2 必要があれば警鐘信号、サイレン信号を併用することができる。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

2. 水防活動

(1) 巡視

消防本部は、消防団と連携して、河川、水路等の巡視を行い、随時本部に報告する。なお、河川堤防等の異常を発見した場合は、直ちに報告する。

浸水箇所は、状況に応じて、消防ポンプ車による排水活動を行う。

(2) 施設の点検・操作

河川・水門・ため池等の管理者は、所管施設の点検、操作等を適切に行う。

3. 決壊時の処置

(1) 通報

町長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を国、県及びはん濫が予想される方向の隣接市町村長に通報する。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が決壊又はこれに準ずる事態が予想される場合、町長は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

第9節 災害警備

実施担当	牛久警察署
------	-------

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制などの災害警備活動を行い、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序を維持する。

第10節 交通対策

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため、道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路等の確保を行う。また、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速かつ的確に実施する。

第1 交通規制

実施担当	土木班、消防本部、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、自衛隊
------	-----------------------------

1. 被災情報及び道路・交通情報の収集

(1) 道路管理者及び警察署は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路又は地域における道路の巡視、点検を行い、積雪や被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の冠水状況等を確認し、町本部に報告する。

(2) 警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2. 交通の安全確保

道路管理者及び警察署は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第46条）異常気象時における道路通行規制要綱等に基づく通行規制

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、又は危険になると認められる場合に、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 道路交通法に基づく交通規制

公安委員会、警察署長及び警察官は、道路における危険防止、交通の安全確保、交通の混雑防止のため、必要に応じて交通規制を行う。

(3) 災害対策基本法（第76条第1項）に基づく交通規制

公安委員会が災害対策基本法の規定に基づく交通規制を行う場合は、次の措置を講じる。

1) 周知

道路管理者と警察署は連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期のみ）などを住民等に周知する。

2) 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の3）

警察官は、通行禁止区域内で、災害応急対策に著しい支障を生じる車両等がある場合、その所有者等に対して、移動等の必要な措置を命じるか、自ら移動を行う。

警察官がその場にはいない場合、自衛官又は消防職員はこの職務を行い、この場合、自衛官又は消防吏員（消防職員のうち階級を有する者）は、その旨を警察署長に通知する。

3) う回路対策

第10節 交通対策

幹線道路等の通行規制を実施する場合は、道路管理者と警察署は連携して、う回路を設定し、う回誘導のための要員や看板等を配置する。

4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

警察署は、通行禁止区域の通行車両を確認し、指定行政機関、指定地方行政機関、町、指定公共機関及び指定地方公共機関等の緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

第2 道路の応急対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合
------	---

1. 被害状況の把握

各道路管理者及び警察署は、速やかに道路の被害状況を調査し、相互に情報を交換する。また、県、国等の道路管理者から道路の被災状況、通行可能な道路の情報を収集する。

2. 道路の啓開

各道路管理者は、県建設業協会竜ヶ崎支部、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合等の協力を得て、通行障害物の啓開、除雪等を行う。

なお、県建設業協会竜ヶ崎支部では、町、県、国からの依頼がない場合も、あらかじめ定める協定に基づき、区間ごとの担当業者が道路確保作業を開始する。

3. 道路の応急措置

道路管理者は、次の措置を講じる。

- (1) 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路の応急措置を実施する。
- (2) 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

4. 応急復旧業務に係る建設業者等との協力

道路管理者は建設業界と連携、協力し、災害時における障害物等の除去、除雪、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第11節 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町長は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して被害の防止、軽減を図る。

第1 避難勧告・指示

実施担当	本部班、牛久警察署、県、自衛隊
------	-----------------

地震災害編・第2章・第4節「第1 避難勧告・指示・誘導」（地震-58）に準ずる。

なお、河川の氾濫による被害が予想される浸水想定区域についてははん濫警戒情報等を指標とし、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を指標とし、それぞれ避難勧告等を判断する。

また、判断にあたっては、これらの情報のほか、上流域の雨量、气象台や河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等も参考とし、総合的かつ迅速に行う。

その他、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険と町長（本部長）が判断したときには、必要と認める地域の住民等に対し、屋内での待避等により安全を確保するよう指示することができる（災害対策基本法第60条）。

避難勧告等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	住民に求める行動	判断の目安
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 ・はん濫注意情報が発表されたとき。 【土砂災害警戒区域】 ・県土砂災害警戒情報詳細情報が警戒Ⅰに達したとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 ・災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 ・はん濫警戒情報が発表されたとき。 【土砂災害警戒区域】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は県土砂災害警戒情報詳細情報が警戒Ⅱに達したとき。

第11節 避難対策

	発令時の状況	住民に求める行動	判断の目安
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	【災害共通】 <ul style="list-style-type: none"> 切迫した災害の前兆があるとき。 【浸水想定区域】 <ul style="list-style-type: none"> はん濫危険情報が発表されたとき。 【土砂災害警戒区域】 <ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨）が発表されたとき。

(注1) 県土砂災害警戒情報詳細情報の警戒Ⅰは「土砂災害発生の危険性がやや高い状態」、警戒Ⅱは「土砂災害警戒情報が発表される可能性がある状態」である。

(注2) 土砂災害警戒区域については、県土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報を活用し、危険度が高まったメッシュ付近の区域を避難対象とする。

第2 警戒区域の設定

実施担当	本部班、消防本部、消防団、県、牛久警察署、自衛隊
------	--------------------------

地震災害編・第2章・第4節・第1「2. 警戒区域の設定」（地震-59）に準ずる。

第3 避難の誘導

実施担当	本部班、福祉班、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、学校・病院等
------	-------------------------------------

地震災害編・第2章・第4節・第1「3. 避難の誘導等」（地震-59）に準ずる。

第4 避難所の開設

実施担当	福祉班、避難班、避難所施設の管理者
------	-------------------

地震災害編・第2章・第5節・第2「1. 避難所の開設」（地震-77）に準ずる。

第5 避難所の運営

実施担当	避難班、総務班、行政区、自主防災組織
------	--------------------

地震災害編・第2章・第5節・第2「2. 避難所の運営」（地震-78）に準ずる。

第6 在宅避難者等への対応

実施担当	各班
------	----

地震災害編・第2章・第5節・第2「3. 在宅避難者等への対応」(地震-80)に準ずる。

第7 避難所の閉鎖

実施担当	避難班
------	-----

地震災害編・第2章・第5節・第2「4. 避難所の閉鎖」(地震-80)に準ずる。

第12節 食料の供給

災害により食料の確保が困難になった被災者等に、食料の応急供給を迅速に行う。

実施担当	商工班、農業班、避難班
------	-------------

地震災害編・第2章・第5節・第5「2. 食料の供給」(地震-84)に準ずる。

第13節 生活必需品の供給

災害により生活必需品の確保が困難になった被災者等に、生活必需品の応急供給を迅速に行う。

実施担当	商工班、避難班
------	---------

地震災害編・第2章・第5節・第5「3. 生活必需品の供給」(地震-85)に準ずる。

第14節 応急給水

災害により飲料水等の確保が困難になった被災者等に、給水活動を迅速に行う。

実施担当	水道班、情報班
------	---------

地震災害編・第2章・第5節・第5「1. 応急給水」(地震-83)に準ずる。

第15節 災害時要援護者の安全確保対策

災害時要援護者は自力で避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難なこと等により、危険な状態、不安な状態に置かれやすい。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、相談対応等、あらゆる段階で各要援護者の実情に応じて、安全を確保するとともに、必要な救助を行う必要がある。

実施担当	町民班、福祉班、水道班、消防団、阿見町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、県、東京電力(株)、東京ガス(株)、東部ガス(株)、稲敷医師会、県国際交流協会、阿見町国際交流協会、社会福祉施設の管理者、行政区、自主防災組織
------	--

地震災害編・第2章・第5節「第6 災害時要援護者の安全確保対策」(地震-87)に準ずる。

なお、大雪発生時には、状況に応じて阿見町災害時要援護者避難支援プランに基づく個別計画や名簿を活用して在宅の高齢者、障害者等の安否確認を行う。

第16節 建築物等の応急対策

宅地の崩壊等の二次災害が発生しないよう、斜面宅地の応急危険度判定を速やかに行う。

また、住家が滅失した被災者を保護するため、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行う。

第1 被災宅地の応急危険度判定

実施担当	建築班
------	-----

地震災害編・第2章・第7節・第1「1. 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定」(地震-97)に準ずる。

第2 住宅の応急修理

実施担当	建築班、県
------	-------

地震災害編・第2章・第7節・第1「2. 住宅の応急修理」(地震-97)に準ずる。

第3 応急仮設住宅の建設

実施担当	建築班、県
------	-------

地震災害編・第2章・第7節・第1「3. 応急仮設住宅の建設」(地震-98)に準ずる。

第17節 応急医療

災害時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を行う。

実施担当	医療対策班、消防本部、県、土浦保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関
------	---

地震災害編・第2章・第4節「第5 応急医療」(地震-70)に準ずる。

第18節 防疫

災害による大量の廃棄物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、防疫活動を積極的に図っていく。

実施担当	環境班、医療対策班、土浦保健所
------	-----------------

地震災害編・第2章・第7節・第4「3. 防疫」(地震-105)に準ずる。

第19節 清掃対策

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理を積極的に図っていく。

第1 ごみ処理

実施担当	廃棄班
------	-----

地震災害編・第2章・第7節・第4「1. ごみ処理」(地震-104)に準ずる。

なお、排出量の推定については、水害廃棄物対策指針（平成17年環境省）や下表を参考とする。

災害廃棄物の発生量のめやす

項 目		数 量
水害による 廃棄物発生量	全壊	12.9 t/世帯
	大規模半壊	9.7 t/世帯
	半壊	6.5 t/世帯
	一部損壊	2.5 t/世帯
	床上浸水	4.6 t/世帯
	床下浸水	0.6 t/世帯

(出典) 水害時の行政対応における災害廃棄物発生量に関する研究（平山・河田、2005）より

第2 し尿処理

実施担当	廃棄班、水道班、龍ヶ崎地方衛生組合
------	-------------------

地震災害編・第2章・第7節・第4「2. し尿処理」(地震-105)に準ずる。

第20節 行方不明者の捜索・遺体の処理

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体の識別等の処理を行い、かつ遺体の埋葬を実施する。

実施担当	町民班、牛久警察署、県、稲敷医師会、牛久市・阿見町斎場組合
------	-------------------------------

地震災害編・第2章・第7節「第5 行方不明者の捜索・遺体の処理」(地震-108)に準ずる。

第21節 障害物の除去

災害による大量の障害物の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、通信や交通の輻輳等を考慮して、大量の障害物の収集・処理活動を迅速に行う。

実施担当	建築班、土木班、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業協会、阿見町建設業組合
------	---

地震災害編・第2章・第7節の第1「4. 住居障害物の除去」(地震-98)、第2・1「(2) 道路障害物の除去」(地震-99)及び第2・2・(1)「3) 流下障害物の除去」(地震-100)に準ずる。

第22節 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。

また、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速かつ的確に実施する。

実施担当	総務班、避難班、県、阿見町漁業協同組合、東日本旅客鉄道(株)、日本通運株式会社、関東鉄道株式会社
------	--

地震災害編・第2章・第4節・第2「3. 緊急輸送手段の確保」(地震-64)に準ずる。

第23節 環境保全・動物対策

災害による有害物質の発生、放浪動物等の発生は、住民の生活に著しい危険をもたらすことが予想される。このため、環境保全や動物の保護等を積極的に図っていく。

第1 環境保全対策

実施担当	環境班、県
------	-------

地震災害編・第2章・第7節・第4「4. 環境保全対策」(地震-107)に準ずる。

第2 動物対策

実施担当	環境班、県
------	-------

地震災害編・第2章・第7節・第4「5. 動物対策」(地震-107)に準ずる。

第24節 応急教育・応急保育

災害のため、学校教育の実施が困難となった場合は、県及び町の教育委員会並びに私立学校設置者が緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していく。

第1 児童生徒等の安全確保

実施担当	避難班、福祉班、学校長
------	-------------

1. 情報等の収集・伝達

- (1) 避難班は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、学校長等に対し、災害に関する情報を迅速、的確に伝達し、必要な措置を指示する。
- (2) 学校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
なお、児童生徒等への伝達は、混乱の防止に配慮する。
- (3) 学校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町本部に報告する。
- (4) 福祉班は、保育所においても同様の措置をとる。

2. 避難対策等

学校長等は、在校時間中に災害が発生した場合、児童生徒等の無事を確認する。

校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

被害の影響がない場合は、下校措置をとるが、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる。一方、ライフラインの停止や被害状況が把握できない場合は、保護者の引き取りがあるまで児童生徒等を一時的に保護する。

福祉班は、保育所においても同様の措置をとる。

第2 応急教育

実施担当	避難班、各学校
------	---------

地震災害編・第2章・第5節・第7「2. 応急教育」(地震-91)に準ずる。

第3 応急保育

実施担当	福祉班
------	-----

地震災害編・第2章・第5節・第7「3. 応急保育」(地震-92)に準ずる。

第25節 自衛隊の派遣要請・受入

町長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

実施担当	本部班、総務班、自衛隊
------	-------------

地震災害編・第2章・第3節「第1 自衛隊の災害派遣要請・受入」(地震-54)に準ずる。

第26節 防災関係機関等への応援要請・受入れ

町は、自力による応急対策等が困難な場合、相互応援協定に基づき、迅速かつ的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制を確保する。

実施担当	本部班、総務班
------	---------

地震災害編・第2章・第3節「第2 防災関係機関等への応援要請・受入」(地震-56)に準ずる。

第27節 農地・農業応急対策

災害による農業施設や農作物の被害や二次災害を軽減するため、関係者が協力して応急対策を行う。

第1 農地

実施担当	農業班、土地改良区
------	-----------

1. 応急工事

農地が湛水し、農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

2. 農業用施設

(1) 堤防

湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

(2) 水路

素掘仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

3. 頭首工

一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

4. 農道

特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

第2 農業

実施担当	農業班、県南家畜保健衛生所、茨城かすみ農業協同組合
------	---------------------------

1. 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

2. 家畜の応急措置

(1) 風害

- 1) 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること
- 2) 外傷家畜の治療と看護に努めること
- 3) 事故畜等の早期処理に努めること

(2) 水害

- 1) 畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかること

第27節 農地・農業応急対策

- 2) 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること
- 3) 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること
- 4) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること
- 5) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること

第28節 ライフライン施設の応急復旧

上・下水道、電力、通信施設等のライフラインは、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、被災者の生活確保などの応急対策において重要な役割を果たすものである。これらの施設が被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、町及び各事業者は、相互に連携を図りつつ迅速かつ円滑な対応を図る。

第1 上水道施設の応急復旧

実施担当	水道班
------	-----

1. 応急復旧方針

町は、被害状況を迅速に把握し、基幹施設を優先して応急復旧を行う。
また、医療施設、避難場所、福祉施設等への復旧を優先する。

2. 作業体制の確保

町は、応急復旧方針に応じた作業体制を速やかに確立する。
また、町のみでは作業体制、資機材等の確保が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

3. 水道水の衛生保持

町は、上水道施設が破損したときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

4. 住民への広報

町は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第2 下水道施設の応急復旧

実施担当	水道班
------	-----

1. 作業体制の確保

町は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2. 応急復旧作業の実施

町は、次の通り応急復旧作業を実施する。

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下

第28節 ライフライン施設の応急復旧

水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

3. 住民への広報

町は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第3 電力施設の応急復旧

実施担当	本部班、東京電力(株)
------	-------------

1. 町の措置

本部班は、次の措置を講じる。

(1) 被害状況等の情報交換等

町は電力事業者と連携し、町内の電力施設の被害や停電の状況等について、把握している情報を共有するとともに、被害状況や復旧状況等、住民が必要とする情報の広報活動を協力して行う。

(2) 優先復旧等

- 1) 応急対策上の必要性等を勘案して、特に必要があると認める施設については、電力事業者に対し、当該施設等の優先復旧を要請する。
- 2) 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し、特に必要があると認めるときは、電力事業者に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。

2. 電力事業者の措置

東京電力(株)は、防災業務計画に基づき、電力施設に係る二次災害の防止、応急復旧、代替サービスの提供等を円滑かつ的確に実施する。

第4 電話施設の応急復旧

実施担当	本部班、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクテレコム(株)
------	--

1. 町の措置

本部班は、次の措置を講じる。

(1) 被害状況等の情報交換等

町は、電信電話事業者と連携し、町内の電信電話施設の被害や不通の状況等について、把握している情報を共有するとともに、被害状況や復旧状況等、住民が必要とする情報の広報活動を協力して行う。

第28節 ライフライン施設の応急復旧

(2) 優先復旧等

応急対策上の必要性等を勘案して、特に必要があると認める施設については、電信電話事業者に対し、当該施設等の優先復旧を要請する。

2. 電信電話事業者の措置

東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I (株)、ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクテレコム(株)等の電信電話事業者は、防災業務計画に基づき、電信電話施設に係る二次災害の防止、応急復旧、代替サービスの提供等を円滑かつ的確に実施する。

第29節 災害ボランティア活動の支援

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分な対応ができないことが予想される。このため、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大を防止する。

実施担当	福祉班、阿見町社会福祉協議会
------	----------------

地震災害編・第2章・第5節「第3 災害ボランティア活動の支援」(地震-81)に準ずる。

第30節 被災者ニーズの把握・災害相談対応

災害時に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

実施担当	避難班、福祉班、町民班、各班、民生委員・児童委員
------	--------------------------

地震災害編・第2章・第5節「第4 被災者ニーズの把握・災害相談対応」(地震-82)に準ずる。

第31節 災害救助法関連業務

町の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

実施担当	各班、消防本部
------	---------

地震災害編・第2章「第6節 災害救助法関連業務」(地震-95)に準ずる。

第3章 災害復旧・復興計画

地震災害編「第3章 災害復旧・復興計画」（地震-111～122）に準ずる。